(結果公表様式)

第2次東御市青少年健全育成計画(原案)に対する パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2次東御市青少年健全育成計画(原案)		
意見の募集期間	平成 29 年 12 月 1 日 (金) ~12 月 28 日 (木)		
意見の受付方法	投函箱への投函、郵便・FAX による送付、電子メール、担当窓口		
意見の周知場所 市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北谷			
	舎、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、		
	祢津公民館、和コミュニティーセンター		
結果の公表場所	市ホームページ		
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 8件		
実 施 機 関	東御市 教育委員会事務局教育部 教育課 青少年教育係		
	電話:0268-64-5906 ファックス:0268-64-5878		
電子メール: seishonen@city.tomi.nagano.jp			

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
В	B ご意見を反映させるもの (または修正したもの)。		5
С	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	1
D	ご意見を反映できないもの。		
	・法令等で規定されており、市として実施できないもの。		
	・実施主体が市以外のもの。		
	・市の方針に合わないもの。など		
Е	その他のご意見(質問、感想等)。	1	2
計			8

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	パブリックコメント実施にあたり	広聴を分掌する企画財政課にお	
	・図表・資料等の表示について、白	いて、統一した手続きが図られる	D
	黒でも判読できる、または配布用	よう取扱い方法等改善に努めて	Е
	をカラー刷りとすることを望む。	いきます。	
	パブリックコメント実施にあたり	広聴を分掌する企画財政課にお	
2	・計画・原案等の作成の過程、新旧	いて、統一した手続きが図られる	Е
	対照等の添付を望む。	よう取扱い方法等改善に努めて	£
		いきます。	
	資料出典について	出典元を明記するとともに、必要	
	・資料出典について、確認がとれる	と思われる資料に関しては別途	
	表示を遵守することを希望する。	お示しします。	
3	原典資料の提示がなければ、計画・		В
	原案等の作成過程が確認できず、		
	パブリックコメントの作成が不十		1
	分とならざるを得ない。		
	計画期間及び改定視点について	計画期間の見直しを含む、今回の	
	・第 1 次青少年健全育成計画の期	改定の視点については「第1章 1	
	間が 10 年と長期であり、10 年の計	計画の趣旨」において追記しま	
	画期間は時代の波に耐えられな	す。	
	い。期間中も家庭・社会・学校環境		
4	の変化に応じ、見直しを行うこと		В
4	が求められていたはずである。計		D
	画期間 5 年はこの点に言及すべき		
	である。		
	今回の改定では社会情勢の変化を		
	反映した改定の視点が求められる		
	と考える。		
5	児童虐待への対応について	児童虐待の背景には貧困等の	
	・日本の子どもの貧困率は 13.9%	様々な要因があると考えられま	
	を記録して、子どもの実に7人に1	す。学習面の支援等を含め、子ど	
	人が貧困状態になっているとい	もの居場所確保に向けて取組ん	
	う。ひとり親世帯の貧困率は先進	でいるところではありますが、個	С
	国のなかでも最悪な水準となって	別事業につきましては、状況に応	
	いる。特に深刻な家庭の場合、親の	じて実施を検討します。	
	孤立化や貧困などが子どもへの虐		
	待や育児放棄などへと発展する傾		

	向がある。地域に埋もれ、気づかれ		
	にくい子どもの貧困や虐待問題へ		
	の対応は、第4章4(2)「①児童虐		
	待への対応」から子育て世帯を孤		
	立させないアウトリーチ的な子ど		
	も食堂や学習の場など、具体化が		
	必要である。		
	ひとり親世帯支援について	家庭環境に応じた相談・支援体制	
	・子どもの貧困についての取組は、	をとることについては「第 4 章	
	母子世帯・父子世帯のおかれた状	基本目標 I 1(1)家庭教育の充	
	況等分析による相対的貧困対策が	実」にて、子ども達のメンタルケ	
	必要である。非正規のシングルの	アについては、ひとり親世帯に限	
	生活支援などが相談機能の充実に	らず、あらゆる問題を抱える子ど	
	求められる。子育てや家事が女性	もを対象とし「第 4 章 基本目標	
6	の役割とされていること、すなわ	Ⅱ 2(3)相談機能の充実」におい	В
	ち性別役割分業規範の存在する社	て追記します。	
	会では、ひとり親になることは男		
	女いずれにとっても困難がつきま		
	とい、父子世帯には母子世帯とは		
	 異なる支援が必要である。ともに、		
	子ども達にとってメンタルケアが		
	求められる。		
	ひきこもり支援について	社会生活を円滑に営むうえで困	
	・就業能力および就業意欲の習得	難を有する子ども・若者に対する	
	に向けた支援を行う団体等の支援	具体的な支援施策については「生	
	拡充を図り、ニートやひきこもり	活困窮者自立支援制度」に基づい	
	 に関する実態把握に努めるととも	た取組みが実施されているため、	
	 に、困難を有する若者の居場所確	本計画においては関係機関との	
	保を進めるとあるが、それ以前に	連携について追記します。	_
7	当事者性や対等性を有する居場所		В
	空間の提供において、ひとりひと		
	りの具体的事例が把握されるのだ		
	と考える。ニートやひきこもりは		
	生活困窮者であるとの認識による		
	取組、アウトリーチ施策まで言及		
	したい。		
	自殺リスクを抱える青少年への支	自己肯定感の醸成や自身が抱え	
8	援について	る課題の解決、また青少年を取り	В
	・青少年の自殺について計画に言	巻く家庭・地域・学校環境の整備	

及がない。自殺は防ぐことができ」が自殺対策につながると考えま る社会的な問題であり、自殺対策 は継続して取り組むべき課題であ る。長野県の次期自殺対策推進計 画の骨子案では、自殺死亡率が高 いとされる若年層と過労など仕事 上の問題による自殺の対策を重点 施策と位置付けているという。骨 子案には、子どもに対する SOS の 出し方教育、助けを求める声に気 づけるようにする教職員研修の実 施が示されている。計画には自殺 リスクを抱える若者への同様の支 援を強化する視点が必要である。

す。

本計画では、「第4章 基本目標Ⅱ 2(2)青少年の被害防止」において 自殺対策の項目を追記します。